

## 令和 3 年度埼玉県一般会計補正予算（第 4 号）案の概要

### 1 総 括

新型コロナウイルス感染症対策として、飲食店及び大規模施設等に対する営業時間短縮等の要請に伴う協力金の支給に要する経費に予算措置を講じるとともに、ワクチン接種体制の強化を図るための経費について補正予算を編成した。

### 2 補正予算の規模

一般会計	2 7 2 億	3 3 2 万 7 千円
（補正後累計）	2 兆 2 , 0 7 5 億 9 , 0 9 8 万 7 千円	

### 3 内 容

新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止

- ・ 飲食店等に対する営業時間短縮要請等に伴う感染防止対策協力金の支給  
2 0 0 億 1 , 0 1 4 万円

まん延防止等重点措置区域（ 1 5 市町 ）

要請期間：令和 3 年 5 月 1 2 日から令和 3 年 5 月 3 1 日まで（ 2 0 日間）

支給対象：措置区域において、期間中、営業時間の短縮及び酒類の提供自粛等に協力した飲食店（バー、カラオケボックス等を含む。）・喫茶店を運営する事業者

営業時間等：午前 5 時から午後 8 時まで

（酒類提供等は終日自粛（飲酒の機会の提供含む）。）

支給額：飲食店等の売上高に応じ、1 店舗当たり日額 4 万円から 1 0 万円又は飲食店等の売上高減少額に応じ、1 店舗当たり日額最大 2 0 万円

その他地域（ 4 8 市町村 ）

要請期間：令和 3 年 5 月 1 2 日から令和 3 年 5 月 3 1 日まで（ 2 0 日間）

支給対象：措置区域を除く県内全域において、期間中、営業時間の短縮及び酒類の提供自粛等に協力した飲食店（バー、カラオケボックス等を含む。）・喫茶店を運営する事業者

営業時間等：午前 5 時から午後 9 時まで（酒類提供等は終日自粛（飲酒の機会の提供含む）。ただし、一人又は同居家族のみのグループを除く。）

支給額：飲食店等の売上高に応じ、1 店舗当たり日額 2 万 5 千円から 7 万 5 千円又は飲食店等の売上高減少額に応じ、1 店舗当たり日額最大 2 0 万円

- ・ 大規模施設等に対する営業時間短縮要請に伴う感染防止対策協力金の支給  
 60億8,061万4千円  
 要請期間：令和3年5月12日から令和3年5月31日まで（20日間）  
 支給対象：まん延防止等重点措置区域において、期間中、営業時間の短縮（午後8時まで）等に協力した建築物の床面積1,000㎡超の大規模施設（生活必需物資の小売関係等を除く。）等を運営する事業者  
 単 価：（大規模施設運営事業者）1,000㎡ごとに日額20万円  
 （テナント事業者等）100㎡ごとに日額2万円  
 支 給 額：単価に「短縮した時間 / 本来の営業時間」を乗じた額を支給

#### 新型コロナウイルスワクチン接種体制の強化

- ・ 市町村集団接種会場における医療従事者確保のための助成  
 6億4,425万円  
 助成対象：診療時間外・休日に集団接種会場に医師や看護師等を派遣（7月31日まで）した医療機関に対し財政支援を行った市町村  
 上 限 額：1人1時間当たり 医師7,550円、看護師等2,760円
- ・ 県による集団接種会場（（仮称）埼玉県高齢者ワクチン接種センター）の設置・運営  
 4億6,832万3千円  
 会 場：埼玉県浦和合同庁舎  
 運営期間：令和3年6月1日から令和3年7月31日（土日祝日を含む。）

## 4 財 源

- ・ 国庫支出金 270億8,464万円
- ・ 諸収入 1億1,868万7千円